

## 災害時の避難支援に関する相互協定例（素案）

社会福祉法人〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人□□□□（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合における避難支援について、次のとおり協定を締結するものとする。

### （趣旨）

第1条 この協定は、（火災）、地震、津波、原子力災害、その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したときに、甲と乙は相互に協力することにより、甲及び乙が運営する△△施設の入所者の安全、安心な避難生活が確保されるよう、必要な事項を定めるものとする。

### （支援）

第2条 甲又は乙の運営する△△施設が大規模災害に被災した場合で△△施設の入所者が当該施設から避難せざるを得ない事情が生じたときは、甲又は乙は避難の受入先として必要な支援を行うものとする。

### （支援要請）

第3条 前条に規定する事情が生じた場合の支援要請は、別に定める要領に基づいて行うものとする。

### （避難場所等の提供）

第4条 甲又は乙は、前条の支援要請に応じて避難場所を提供する場合は、必要な資材、機器及び人材を可能な範囲で提供するよう努めるものとする。

### （要領の作成）

第5条 甲及び乙は、それぞれ避難要領及び避難支援要領を相手方と協議の上作成し、避難及び支援に当たっては、当該要領に基づき実施するものとする。

- 2 前項の避難支援要領には、提供する避難場所、資材、機器、人材その他必要な事項を記載するものとする。
- 3 第1項の要領を作成したときは、甲及び乙はそれぞれ自己の作成した避難要領及び避難支援要領を相手に送付し、相手から送付された当該要領を保管するものとする。
- 4 第1項の要領を変更した場合は、同項及び前項の手続を準用する。

### （必要経費）

第6条 甲及び乙は、この協定により必要経費が発生した場合における経費の負担は、別途協議を行うものとする。

### （情報交換）

第7条 甲及び乙は、大規模災害発生時の支援対策等を検討するため、平時から情報交換に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して決める。

(協定の効力)

第9条 この協定は、協定締結の日から発効し、その有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲及び乙が書面による意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 ○○郡○○町○○番地  
社会福祉法人○○○○  
理事長 ○○○○ 印

乙 □□郡□□町□□番地  
社会福祉法人□□□□  
理事長 □□□□ 印